

平成21年4月24日

各 位

会 社 名 ステラ・グループ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 古川 善健  
(コード番号8206 大証2部)  
問合せ先 総務人事部長 津田 由行  
Tel (03) 5425-2511

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年4月24日開催の当社取締役会において、平成21年5月28日開催予定の第37回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

(1) 決済合理化法附則第6条第1項により、同日の施行日において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第7条を削除するものであります。

上記みなし定款変更に伴い、単元未満株式について定める現行定款第9条第2項を削除するものであります。

(2) 決済合理化法附則第2条により「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、現行定款第10条および現行定款第12条の「実質株主」、「実質株主名簿」の文言を削除するものであります。

(3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、現行定款第13条第3項を附則に移し、平成22年1月6日をもって削除する旨を定めるものであります。

(4) その他、上記の変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)  <u>第7条</u> 当社は株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)  <u>第8条</u> (条文省略)</p> <p>(単元株式数)  <u>第9条</u> (条文省略)  <u>2. 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについては、この限りではない。</u></p> <p>(単元未満株式の権利)  <u>第10条</u> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。  (1)～(4) (条文省略)</p> <p>(単元未満株式の買増し)  <u>第11条</u> (条文省略)</p> <p>(基準日)  <u>第12条</u> 当社は、毎事業年度の末日現在の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とみなす。  2 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)  <u>第13条</u> (条文省略)  2 (条文省略)  3. 当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿</p>	<p>(削 除)</p> <p>(自己の株式の取得)  <u>第7条</u> (現行通り)</p> <p>(単元株式数)  <u>第8条</u> (現行通り)</p> <p>(削 除)</p> <p>(単元未満株式の権利)  <u>第9条</u> 当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。  (1)～(4) (現行通り)</p> <p>(単元未満株式の買増し)  <u>第10条</u> (現行通り)</p> <p>(基準日)  <u>第11条</u> 当社は、毎事業年度の末日現在の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とみなす。  2 (現行通り)</p> <p>(株主名簿管理人)  <u>第12条</u> (現行通り)  2 (現行通り)  3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社は</p>

<p>および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第14条 当社の株式に関する手続きおよびその手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第15条～第43条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>においてはこれを取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第13条 当社の株式に関する<u>取扱い、手続きおよびその手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第14条～第42条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、<u>当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>第 2 条 <u>前条および本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</u></p>
--	--

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年 5 月28日  
定款変更の効力発生日 平成21年 5 月28日

以 上